

一般社団法人日本ボッチャ協会
選手選考委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会(以下「本協会」という。)の定款第55条第3項に基づいて設置された、選手選考委員会(以下「委員会」という。)に関する事項を定める。

(審議・所管事項)

第2条 委員会は、本協会の行う事業のうち、本協会の定款第4条(3)に規定された「ボッチャ競技選手の国際大会派遣等」について、ボッチャ競技の国際競技大会に出場する代表選手の選考に関する事項について審議し、これを決定する。

(委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。ただし、委員長は1名とし委員は10名以内とする。

2 委員長には、代表理事が就任する。

3 委員は、次の各号に該当する者の中から選任し、理事会の議決により代表理事が委嘱する。

(1) 本協会の理事

(2) 本協会の競技局長及び事務局長

(3) 学識経験者等の代表理事が適任であると判断した者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本協会の理事については理事の任期の終了時に終了するものとし(委員長についても同様とする。)、本協会の理事ではない委員については委嘱の日から1年とする。ただし、いずれも再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が召集し、議長となる。委員長に事故がある場合は、委員の互選により委員の中から議長を選出する。

2 委員会は、委員長及び委員の総数(委員会に出席していない委員長又は委員を含む)の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、委員会に出席した委員長及び委員の多数決により決定する。

(参考人の委員会への出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

(選手選考基準の決定)

第7条 選手選考基準は、代表選手に関する本協会の編成方針に従い、その都度、本規程第5条に基づいて委員会が定め、委員長が本協会の会員に開示する。

(不服申し立て)

第8条 委員会の選手選考についての決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 本規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。
- 2 本規程は、一部改訂し、令和7年7月30日から施行する。